

板橋区福祉団体助成金交付要綱

(平成4年7月28日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、福祉団体（以下「団体」という。）が地域活動を展開し、地域に貢献するとともにその発展を図るために団体が必要とする経費の一部を助成することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象となる団体は、別表1に掲げる団体とする。

(助成金の額)

第3条 助成の額は、毎年度予算の定める範囲内とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費（助成金を充てることができる経費をいう。）は、別表2のとおりとする。ただし、板橋区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(助成の申請)

第5条 助成の申請は、毎年6月30日までに助成金交付申請書（様式1号）に事業計画書（様式2号）、収支予算書（様式3号）及び前年度の収支決算書（様式4号）等関係書類を添付し、区長宛てに提出する。ただし、上記に定める様式の内容を含むものであれば、団体固有の様式を使用することができる。

(助成金の決定及び通知)

第6条 区長は、前条に定める助成金の申請に基づき、内容を審査し、交付すべきものと認めたときは、交付決定通知書（様式5号）により交付決定する。

(助成金の請求)

第7条 団体の長は、前条に定める交付決定があったときは、速やかに請求書（様式6号）により、区長に対し請求する。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条に定める請求により助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消し及び変更)

第9条 区長は、助成金の交付決定後、事情の変更及び特別の必要が生じたときは助成金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(状況報告)

第10条 区長は、助成事業の進捗状況について、団体に対して随時報告を求めることができる。

(実績報告)

第11条 団体の長は、会計年度終了後、直ちに実績報告書（様式7号）に事業報告書（様式8号）、収支決算書（様式4号）を含めた決算報告書及び領収書等の関係書類を添付し、区長宛てに提出しなければならない。ただし、上記に定める様式の内容を含むものであれば、団体固有の様式を使用することができる。

(助成金の確定)

第12条 区長は、前条に定める実績報告を受けたときは、その成果が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金額を確定し、助成金確定通知書（様式9号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 団体の長は、既に交付された助成金が前条で確定した助成金を上回った場合は、その差額を速やかに返還しなければならない。

2 団体の長は、第9条に定める取消し及び変更に係る部分に関しすでに助成金が交付されている場合、団体が消滅した場合又は第1条の目的に反する行為があつた場合は、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和

42年東京都板橋区規則第3号)の定めるところによるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則(平成30年5月25日区長決定)

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。